

国立大学法人北海道大学大学院農学研究院・大学院農学院・農学部と 北海道建設部との砂防分野の連携と協力に関する覚書

国立大学法人北海道大学大学院農学研究院・大学院農学院・農学部（以下「甲」という。）と
北海道建設部（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が相互に砂防分野に関し連携・協力することにより、自然災害から
道民の生命・財産を保全するとともに、流域の自然環境を保全し、持続的な北海道の
発展に寄与していくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、本覚書に基づき、次に掲げる事項について、それぞれが有する資源を活
用して、調査、検討、研究及び啓発活動等を協働で実施するものとする。

- (1) 砂防技術の向上に関すること。
- (2) 砂防関係の人材育成の推進に関すること。
- (3) その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項。

（連携・協力の実施）

第3条 この覚書に関する連携・協力の実施に当たり、必要に応じて連携会議を設置すること
ができるものとする。また、具体的な取り決めが必要となる場合には、別途協議の上、
定めることができるものとする。

（期間）

第4条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、
甲乙いずれか一方から相手方に対し特段の申し出がなければ、さらに1年間延長される
ものとし、その後も同様とする。

（協議解決）

第5条 本覚書に定めのない事項、または、本覚書の条項の運用にあたり疑義が生じた事項に
ついては、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙について署名の上、各自その1通を
保有するものとする。

平成27年2月13日

甲 札幌市北区北9条西9丁目
国立大学法人北海道大学
大学院農学研究院長
大学院農学院長
農学部長

丸谷知己

乙 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部長

下虫育生